

益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金制度について

市では、コミュニティ活動等を行う団体が、不特定多数の者が利用し、障がいのある方の利用が見込まれる市内の施設に対して実施する「合理的配慮の提供」に要した経費について、補助金を交付しています。

■ 補助対象団体

継続してコミュニティ活動等を行う団体（地域住民グループ、ボランティア団体、特定非営利活動法人等の非営利団体など） ※特定の期間、特定の方を対象とした活動は対象となりません。

■ 補助対象事業および補助金額

コミュニティ活動等を行う団体が、所有または通年で管理する施設に対して実施する合理的配慮の提供で、次の①②に該当する場合、要した費用の2分の1の額を補助しています。

区 分	補助率	補助限度額
①コミュニケーションツール作成および物品購入 (例) 点字案内や音声チラシの作成 折り畳み式スロープ、滑り止めマットの購入など	2分の1	10万円
②工事施工 (例) 手すり、スロープの設置など		20万円

※申請は、1つの補助対象団体につき、上記区分それぞれ1回限りです。

ただし、1つの申請において、各区分の経費を同時に申請することができます。

※事業実施後の申請は受付できません。

※令和7年3月末までに事業が完了する必要があります。

補助制度の内容等について、詳しくは問い合わせください。



【問い合わせ先】市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 ☎ 31-8120



益田税務署からのお知らせ



申告・納税はe-Taxで手続きを！



■ スマホから確定申告

1 スマホ専用画面

給与所得以外に雑所得や一時所得がある方など、多くの方が

スマホ専用画面

をご利用いただけます。

◇スマホカメラで

「給与所得の源泉徴収票」を撮影して自動入力することができます！



申告書の作成はこちらから！

2 e-Tax 送信

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード読取対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Tax で送信して申告できます。

【e-Tax ってこんなに便利！】

24時間
いつでもどこでも
利用可能！

データで保存
ペーパーレスで
すっきり！

添付書類も
オンライン提出
郵送不要！



■ キャッシュレス納付

国税の納付手続は、「キャッシュレス納付」が便利です。

1 ダイレクト納付

届出をした預貯金口座からの振替により、即時または指定した期日に納付できます。



2 振替納税

届出をした預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。
※個人の申告所得税・消費税に限りです。



3 インターネットバンキング等

インターネットバンキングにより、国税を電子納税できます。



4 クレジットカード納付

専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付できます。
※納付額に応じた決済手数料がかかります。



5 スマホアプリ納付

専用サイトへアクセスし、Pay 払い（〇〇ペイ）から納付できます。



PayPay d払い ALL-PAY LINE Pay
Pay amazon pay R Pay

【問い合わせ先】益田税務署 ☎ 22-0444（代表）